



## ～「家族信託」を活用した新しい相続対策～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



『家族信託』という言葉はご存知ですか?「信託」とつくと、信託銀行や投資信託を思い浮かべる方も多いと思いますが、「信託」とは財産管理のひとつの仕組みであり、信託銀行等のように営利目的の信託のことを「商事信託」といい、営利を目的としない信託を「民事信託」といいます。の中でも、家族による家族のための民事信託を『家族信託』といいます。この『家族信託』を活用することで、成年後見制度ではできない財産の積極的運用や、遺言よりも柔軟かつ円滑な財産承継が実現できます。これからの相続対策の主流になると関心が集まっています。

### 1. 「信託」の仕組みとは?

信託とは、**委託者(財産の所有者)**が、**受託者(財産管理を行う人)**に財産を預け(信託し)、受託者が、その財産の管理や積極的な活用を行い、その財産から生じた**利益を受益者に配当**するという仕組みです。

**委託者:**財産の所有者であり、財産を預ける人

**受託者:**財産を管理・運用・処分する人であり、財産を預かる人

**受益者:**財産の管理・運用・処分によって生じた利益を受け取る人

### 2. 受託者は誰でもなれるの?

信託銀行や信託会社のように、営利を目的として信託を行う場合には、信託業法の免許が必要となりますが、**非営利(無報酬)であれば**、信託業法の適用は受けませんので、個人でも法人でも**誰でも受託者になることができます**。(ただし、未成年者、成年被後見人及び被保佐人は受託者になることはできません。)

### 3. 信託した財産は誰のもの?

**信託した財産の所有者は、受託者になります。(財産の名義は、受託者に移転する。)**

ただし、信託財産から生じる利益を受け取るのは受益者であり、その財産の経済的価値は受益者が有しているので、**税務上は、原則として受託者ではなく、受益者が信託財産を有しているものとみなします。**

**相続税や贈与税**は、原則として**受益者が移転した場合に課税されます。**

### 4. 家族信託によってできること

#### (1) 老後の財産管理(委任契約の代用・成年後見制度の代用)

例えば、父親が元気なうちに、父親が所有する収益物件を、長男に信託し、長男がその管理運用を行う。

その管理運用により生じる利益は父親が受け取るようにする。(委託者:父親、受託者:長男、受益者:父親)

①受益者を父親にすれば、税務上の所有者は父親のままなので、贈与税が課税されずに、収益物件の管理運用を長男に任せることができる。

②意思能力が衰えた場合にも、財産管理は継続され、成年後見制度で対応できない積極的な運用もできる。

#### (2) 遺言の代用

信託契約において、遺言と同じ効果を発揮させることができます。また、遺言は死後にしかその効力は生じませんが、信託契約はその契約と同時に効力を発揮させることができます。

#### (3) 後継ぎ遺贈の実現

通常の相続の場合、生前贈与や遺言を利用して、財産の承継者を指定することはできますが、いったん贈与・遺贈された後、次の承継者を指定することはできません。しかし、家族信託を利用することで、事実上、相続の順番を決めることができます。例えば、上記(1)の場合など、当初の受益者は父親ですが、父親の死亡後の受益者を母親(妻)に指定しておき、母親(妻)の死亡後に、長男を受益者に指定することできます。

### 4. 家族信託の注意点

『家族信託』という仕組みは、老後の資産管理や遺産分割対策としてメリットは多くありますが、節税対策等の点からみるとあまり効果がありません。また、信託財産が不動産の場合には登記代等のコストが生じます。

**村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所）**

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL : 075-708-5591 FAX : 075-708-5592 E-mail : murao-kimio@tkcnf.or.jp